

改正

昭和49年3月16日条例第6号

昭和58年3月9日条例第5号

昭和59年12月24日条例第16号

昭和61年9月29日条例第21号

平成6年10月1日条例第8号

平成7年3月23日条例第7号

平成9年9月29日条例第14号

平成10年6月9日条例第13号

平成14年8月14日条例第28号

平成15年3月17日条例第10号

平成16年3月23日条例第18号

平成18年3月20日条例第17号

平成18年3月30日条例第19号

平成18年9月27日条例第24号

平成20年3月26日条例第6号

平成22年9月17日条例第18号

平成23年3月18日条例第6号

平成25年3月22日条例第10号

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

平成28年6月24日条例第21号

平成29年3月21日条例第9号

平成30年6月22日条例第19号

平成31年3月20日条例第8号

令和2年3月19日条例第5号

令和4年9月27日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭の者に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭の者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭の者を除く。）
- (2) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者
- (3) 重度心身障がい者 次のアからエまでのいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある者
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの
 - イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者が監護又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で、同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当する者
 - ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で、同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの
 - エ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者
- (4) ひとり親家庭の者 次のアからウまでのいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある者
 - ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（イにおいて「児童」という。）を扶養する者（イ及び第4条第1項第5号において「ひとり親家庭の父母等」という。）

- イ ひとり親家庭の父母等の扶養を受ける児童
- ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条の父母のない児童
- (5) 小学生 子どものうち、6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (6) 中学生 子どものうち、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (7) 高校生等 子どものうち、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (8) 監護者 現に次条に規定する受給者を監護している者
- (9) 保護者 監護者、親権を行う者及び後見人その他の者
- (10) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- (11) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証
- (12) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法令等の規定による医療に要する費用の額
- (13) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者（受給者）

第3条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する子ども、妊産婦、重度心身障がい者又はひとり親家庭の者とする。

- (1) 滝沢市に住所を有する者であって、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるもの
- (2) 滝沢市に住所を有しない者であって、国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により滝沢市が行う国民健康保険の被保険者であるもの
- (3) 滝沢市に住所を有しない者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項又は第2項の規定により岩手県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（同条の適用を受ける者に係る変更前の住所が滝沢市であった者に限る。）であるもの

- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第1項の規定の適用を受けて、第2号の被保険者から引き続き岩手県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となった当該後期高齢者医療の被保険者

(受給者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給者から除くものとする。ただし、災害その他特別の事情がある者で、規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者

- (2) 子ども（出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者を除く。）であって、その監護者の前年の所得（1月から7月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない子どもでその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の規定に基づき児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額（前々年所得については、前年の同項に定める額。第5号アにおいて同じ。）に規則で定める額を加えた額（次号において「基準額」という。）以上である者

- (3) 妊産婦であって、本人又はその監護者の前年の所得が、基準額以上である者

- (4) 重度心身障がい者であって、次のア又はイに該当する者

ア 本人の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額（前々年所得については、前年の同条に定める額）に規則で定める額を加えた額を超える者

イ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号イにおいて同じ。）の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（次号イにおいて「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項に定める額（前々年所得については、前年の同項に定める額）に規則で定める額を加えた額以上である者

(5) ひとり親家庭の者であって、次のア又はイに該当するもの

ア ひとり親家庭の父母等の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額以上である者

イ 配偶者又は扶養義務者がいるひとり親家庭の者であって、当該配偶者又は扶養義務者のうち主として当該ひとり親家庭の者の生計を維持するものの前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に定める額（前々年所得については、前年の同項に定める額）を超えるもの

(6) 滝沢市に住所を有する国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により滝沢市以外の市町村（特別区を含む。）が行う国民健康保険の被保険者であるもの

(7) 滝沢市に住所を有する後期高齢者医療の被保険者であって、岩手県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であるもの

2 前項第2号から第5号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、同項第2号、第3号及び第5号の規定にあつては児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定の例により、同項第4号の規定にあつては特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項から第4項までの規定の例による。

（給付の額）

第5条 この条例により給付する額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じてあん分することにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合の給付の額は、受給者負担額から、入院外に係る医療費については750円、入院に係る医療費については2,500円を控除した額に相当する額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額

に相当する額とする。

- (1) 受給者が出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある場合
- (2) この条例による給付の対象となる医療費が、次に掲げる医療費以外の医療費（前号の場合における当該受給者に係るものを除く。）であって、その受給者及び監護者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合

ア 小学生の入院外に係る医療費

イ 中学生及び高校生等に係る医療費

- 4 入院に伴う給付の額にあつては、前3項の規定により算定された額から当該食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を控除した額とする。

（受給者証の交付申請）

第6条 この条例による給付を受けようとする者は、市長に対して、子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

（受給者証の交付）

第7条 市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この条例による医療費の給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めたときは、受給資格を認めた者に対し、規則で定めるところにより受給者証を交付するものとする。

（受給者証の再交付）

第8条 受給者又はその保護者（以下「受給者等」という。）は、前条の規定により交付された受給者証を破損又は紛失したときは、市長に対し、受給者証の再交付を申請することができる。

（受給者証の提示）

第9条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に保険証とともに受給者証を提示するものとする。

（給付の方法）

第10条 受給者等は、この条例による給付を受けようとするときは、医療機関等に医療保険各法に規定する医療費の一部負担金を支払った上、市長に対して、規則で定めるところにより申請をす

るものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、第5条の規定による額を当該受給者等に給付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、受給者のうち、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は妊産婦が医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第5条の規定による額を、その者又はその保護者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、当該受給者等に対し、当該医療費の給付があったものとみなす。

(届出の義務)

第11条 受給者等は、受給者証に記載されている事項その他規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(給付の制限)

第12条 市長は、受給者等が受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、給付を要する費用の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第13条 この条例による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(医療費の返還)

第14条 市長は、偽りその他の不正行為により、この条例による給付を受けた者があるときは、その者から、既に給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の割合及び療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和49年3月16日条例第6号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月9日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の乳児、妊産婦、及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、昭和58年2月1日以降の受療から適用する。

附 則（昭和59年12月24日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、昭和59年10月1日以後の受療分から適用する。

附 則（昭和61年9月29日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成6年10月1日条例第8号）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滝沢村乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月23日条例第7号）

- 1 この条例は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滝沢村乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月29日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滝沢村国民健康保険条例等の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年6月9日条例第13号）

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成14年8月14日条例第28号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滝沢村乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月17日条例第10号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滝沢村乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の

例による。

附 則（平成16年 3 月23日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条の 2 の改正規定は、平成16年 8 月 1 日から、改正後の第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 条の規定は同年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月20日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月30日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滝沢村乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以降の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月27日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滝沢村乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（中略）の規定は、施行日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月26日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の滝沢村乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 9 月17日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月18日条例第 6 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の改正後の第 4 条の規定は、この条例の施行日以降の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月22日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条の 2 の規定は平成25年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の滝沢村乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月13日条例第49号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第50号）

この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 6 月24日条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の滝沢市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び滝沢市ひとり親家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前

の受療については、なお従前の例による。

(滝沢市福祉医療資金貸付基金条例の一部改正)

- 3 滝沢市福祉医療資金貸付基金条例(平成7年滝沢村条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「滝沢市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例」を「滝沢市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例」に改める。

附 則 (平成29年3月21日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の滝沢市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年6月22日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の滝沢市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び滝沢市ひとり親家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

(滝沢市福祉医療資金貸付基金条例の一部改正)

- 3 滝沢市福祉医療資金貸付基金条例(平成7年滝沢村条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「滝沢市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例」を「滝沢市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例」に改める。

(滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

- 4 滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年滝沢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表3 市長の項中「滝沢市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例」を「滝沢市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例」に改める。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日 条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

（滝沢市ひとり親家庭医療費給付条例の廃止）

- 2 滝沢市ひとり親家庭医療費給付条例（昭和 54 年 滝沢村 条例第 6 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前の滝沢市ひとり親家庭医療費給付条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、第 1 条の規定による改正後の滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 第 2 条の規定による改正後の滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例第 10 条第 3 項の規定は、令和 2 年 8 月 1 日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

（滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

- 5 滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年 滝沢市 条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表の 3 市長の項中「滝沢市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例」を「滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例」に改める。

別表の 4 市長の項を削る。

（滝沢市福祉医療資金貸付基金条例の一部改正）

- 6 滝沢市福祉医療資金貸付基金条例（平成 7 年 滝沢村 条例第 18 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中「次に掲げる者」を「滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例（昭和 48 年 滝沢村 条例第 19 号）第 8 条に規定する受給者等」に改め、同条各号を削る。

附 則（令和 4 年 9 月 27 日 条例第 17 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。